

事務連絡  
令和7年3月7日

岡山県医師会事務局  
岡山県歯科医師会事務局 御中  
岡山県薬剤師会事務局

岡山県子ども・福祉部  
長寿社会課 国民健康保険班長

マイナンバーカードの保険証利用登録者（マイナ保険証所持者）  
の取扱に係るお知らせについて

マイナ保険証の所持者が、資格変更後間もないため変更後の資格情報がマイナ保険証に未反映で、現状とマイナ保険証によるオンライン資格確認が一致していないため、10割負担を求められる事例が発生しています。

上記のような場合、厚生労働省では、マイナンバーカードと被保険者が所持する「資格情報のお知らせ」により資格確認を行い、従来どおりの保険診療が可能としております。

つきましては、「資格情報のお知らせ」の取扱を再度御理解いただくため、保険医療機関等に対し、国保連を通じて別添のとおりお知らせをすることとしましたので御了承ください。

**【連絡先】**

岡山県子ども・福祉部長寿社会課  
(国民健康保険班：難波)

TEL: 086-226-7327

E-mail: kokuho@pref.okayama.lg.jp